

別表1 資格審査に係る提出書類

(全事業者共通)

(○:必要 △:該当する場合のみ提出 ×:不要)

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
-	○	○	○	入札参加資格審査申請における提出書類一覧表	・以下の提出資料の一番上は、この一覧表としてください。
1	○	○	○	<p>① 申請する業種の全てについて、本社・本店が建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事入札参加資格審査申請書</li> <li>・申請業種等調書</li> </ul> <p>② 申請する業種の全部又は一部について、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を営業所に委任する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事入札参加資格審査申請書</li> <li>・申請営業所調書</li> <li>・申請業種等調書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は6業種までです。</li> <li>・電子申請をしなければならない者は、電子申請をしてください。また、この場合であっても、かがわ電子入札システムから申請したものをプリントアウトして必ず提出してください。</li> </ul>
2	○	○	○	建設業許可証明書（写し可）又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの建設業者の詳細情報（業者概要）（PDFファイル）をプリントアウトしたもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可証明書（写し可）の提出の場合において、許可の有効期間を経過し、申請日において、許可更新中である者は、受付印のある建設業許可申請書の写しを提出してください。</li> <li>・建設業者・宅建業者等企業情報検索システムからプリントアウトを行う場合は、建設業者の詳細情報（業者概要のうち、許可年月日が異なるものがある場合は最も古いもの）のPDFファイルのものに限ります。</li> </ul> <p><b>※いずれも令和4年9月1日以降に発行又はプリントアウトされたものに限ります。</b></p>
3	△	△	△	<p>①建設業許可申請書の写し</p> <p>②建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）の写し</p> <p>③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）の写し</p> <p>④専任技術者証明書（様式第8号）の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可行政庁等の受付印のあるもの。</li> <li>・本店以外に営業所がない場合には、①～③の提出は不要。</li> <li>・営業所がある場合（受任先がない場合を含む。）は、①及び②の提出が必要。</li> <li>・受任先がある場合は、①～③の提出が必要。</li> <li>・④は解体工事業を申請する場合のみ提出が必要。</li> </ul> <p><b>※建設業許可申請時以降に②又は③の情報が変更されている場合は、変更届出書の該当箇所の写しも提出してください。</b></p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
4	△	△	△	社会保険への加入が確認できる書類	<p>・ 10で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>※「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
5	△	△	△	雇用保険への加入が確認できる書類	<p>・ 10で求める経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにおいて、「雇用保険加入の有無」欄が「無」になっている事業者の方は、雇用保険に加入していることが確認できる書類を提出してください。</p> <p>※「雇用保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている事業者の方は、提出不要です。</p>
6	△	△	△	委任状	<p>・ 電子申請できない者が、建設業の許可を受けている営業所に次の事項を委任する場合に提出してください（電子申請により委任する旨を明らかにした場合は不要）。</p> <p>1 委任事項</p> <p>(1) 見積及び入札に関する一切の事項</p> <p>(2) 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限</p> <p>(3) 代金の請求及び受領に関する一切の権限</p> <p>(4) 契約保証に関する一切の権限</p> <p>(5) その他契約に関する一切の権限</p> <p>(6) 前各号に関する復代理人の選任に関する一切の権限</p> <p>2 委任期間</p> <p>本審査申請に係る入札参加資格者名簿の有効期間中</p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
7	○	○	△	高松市税（全税目）についての滞納無証明書（写し可）	<p>・この証明書の交付に係るお問合せ先            財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）</p> <p>※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。  <b>※審査基準日（令和4年11月1日）以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b></p>
8	○	○	○	<p>①法人の場合            法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可）</p> <p>②個人の場合            所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の2）（写し可）</p>	<p>・左記のいずれの税目についても、本店所在地を管轄する税務署で発行されたもの（「消費税及び地方消費税について未納税額がない旨の証明書」は、免税事業者も発行されます。）。</p> <p><b>※審査基準日（令和4年11月1日）以後申請日までの間に発行されたものに限ります。</b>  <b>※新型コロナウイルス感染症等に係る納税猶予を受けている場合は、納税証明書（様式その1）を提出してください。</b>  <b>※電子納税証明書（PDFファイル）をプリントアウトしたのもも受付可とします。</b></p>
9	○	○	△	①法人の場合 営業証明書（写し可）	<p>・営業証明書の交付に係るお問合せ先            財政局納税課検収証明係・市役所2階16番窓口（TEL087-839-2222）</p> <p>※契約受任先が高松市外であっても、高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出が必要です。  <b>※令和4年9月1日以降に発行されたものに限ります。</b></p>

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
9	○	×	×	<p>②個人の場合 住民票（写し可） （住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である場合に限る。） ※「引き続き1年」を満たさない場合、令和4年1月1日時点で住民票の住所が高松市内であることを証する書類（令和4年度の市・県民税課税証明書等）を提出することができる場合は、当該書類も提出してください。</p>	<p>・住民票についてのお問合せ先 市民政策局市民課（TEL087-839-2282）</p> <p>※本籍地、続柄及びマイナンバーの記載は不要です。 ※令和4年9月1日以降に発行されたものに限り ます。</p>
10	○	○	○	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p>	<p>・左記の通知書が申請時に間に合わない場合、許可行政庁等の審査済印のある、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書、工事種類別完成工事高、技術職員名簿、その他の審査項目（社会性等）及び経営状況分析結果通知書の各写しを提出し、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が交付され次第、直ちに追加提出してください。この場合において、令和4年12月31日までに下記の審査基準日の経営事項審査を受審の上、その結果通知書等を令和5年1月31日午後5時までに提出できるものは仮受付としますが、提出されない場合は、仮受付は無効となります。</p> <p>※審査基準日が令和3年8月1日から令和4年7月31日までの間のもの（この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの）を提出してください。</p>
11	○	○	×	<p>技術職員名簿（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の別紙二）の写し</p>	

書類番号	市内企業	準市内企業	市外企業	提出書類	注意事項
12	○	○	○	貸借対照表（様式第15号、個人事業者は様式第18号）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可行政庁等の審査済印のある直近のもの。 （貸借対照表に審査済印が押されていない場合は、同時に提出された書類で審査済印が押されているページの写しも提出してください。）</li> <li>・許可行政庁等の審査済印が押されていないものを提出の場合は、許可行政庁等の審査を受けたものとみなします。</li> </ul>
13	○	○	×	営業所の写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市内の営業所（本店を含む。）を、「写真撮影の留意点」に従って撮影し提出してください。</li> </ul> <p style="color: red; margin-top: 10px;">※令和4年9月1日以降に撮影されたものに限ります。</p>